

公共・公用施設関係

第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」(抄)

(令和5年12月21日)

第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携

1 地方公共団体相互間の連携・協力

(1) 資源制約等に対応していくための連携・協力の取組の深化

人口構造の変化により、今後は、インフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約の更なる深刻化が予想される。地方公共団体には、持続可能な形で住民生活を支えていくため、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点がますます求められることになる。(中略)都道府県には、引き続き、市町村の自主性・自立性を尊重することを基本とした上で、広域の地方公共団体として、市町村間の広域連携や将来に向けたビジョンの共有が円滑に進められるよう、適切な助言や調整、支援の役割を一層きめ細やかに果たしていくことが求められる。(後略)

(2) 公共施設の集約化・共同利用

高度経済成長期以降に整備された施設・インフラの老朽化が課題となる中、(中略)今後ますます課題の深刻化が懸念される状況においては、各地方公共団体での取組だけでなく、他の地方公共団体と連携して、公共施設の集約化・共同利用や長寿命化に取り組むことが効果的と考えられる。しかしながら、公共施設の集約化・共同利用は、施設の廃止の議論にも踏み込む必要が生じるなど合意形成のハードルが高く、地域を超えて取り組む場合の利害調整には特に困難を伴うため、広域での集約化・共同利用の取組が十分には進んでいないものと考えられる。このため、市町村間の広域連携においては、(1)で述べたような円滑な合意形成に向けた取組を通じ、各市町村が、広域的な公共施設の集約化・共同利用にも積極的に取り組むことが期待される。また、地域によっては、都道府県が調整や事務局機能といった役割を担うことで、市町村間での公共施設の集約化・共同利用に関する議論が円滑に進んでいる事例も見られる。地域の実情や市町村のニーズを踏まえつつ、都道府県には、自らが市町村等と連携して公共施設の集約化・共同利用に取り組むことや、広域自治体としての役割を発揮して、市町村間での合意形成が円滑に進むよう、適切な助言や調整、支援を行うことが期待される。(後略)

(3) 専門人材の確保・育成

市町村間での連携や都道府県による補完・支援によって専門人材を確保・育成する取組事例は多くは見られない。この結果として、とりわけ規模の小さな市町村を中心として、専門人材の配置が困難な状況が生じている。(中略)市町村がそれぞれ単独で専門人材を確保・育成する取組には限界があると考えられる。地方公共団体においては、必要な専門人材を自ら確保・育成する努力に加えて、他の地方公共団体と連携して確保・育成に取り組む視点も一層重要になる。こうした観点からは、都道府県や規模の大きな都市には、専門人材の確保・育成について課題に直面している市町村と認識を共有し、連携して確保・育成に取り組んでいくことがこれまで以上に期待される。(後略)

第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携

2 公共私との連携 （1）地域における共助の仕組みを支える主体間の連携

地域社会においては、今後、様々な課題や資源制約が顕在化することが想定される。また、人口減少による市場の縮小は、民間事業者の撤退やサービスの縮小にもつながり、地域社会を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況となっていく。こうした環境変化によって生じる、人手不足や複雑化する課題に対応するためには、これまで主に行政が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要である。

こうした観点から、例えば、安心安全な地域づくり、子どもの居場所づくりや高齢者福祉など様々な活動を行う団体が参加して、住民同士の助け合い、支え合いを通じて地域運営を持続可能なものとする連携・協働の多様な枠組みづくりを進めている事例が見られる。地域の多様な主体による連携・協働の枠組みは、地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものである。地域の課題を共有し、解決していくため、多様な主体が参画し、連携・協働を図りつつ、それぞれの強みを活かした活動を行っていく枠組み（プラットフォーム）を市町村が構築し、その活動を下支えすることにより、人々が快適で安心な暮らしを営むことができる地域社会を形成する取組は、今後、重要性を増していくと考えられる。（中略）

実際、市町村においては、一定の要件を満たした団体を条例に位置付け、意見具申等を通じて団体の意見を市町村の政策決定に反映させることや、市町村から団体に対して必要な支援を行うことなどを明確化する取り組みが見られる。

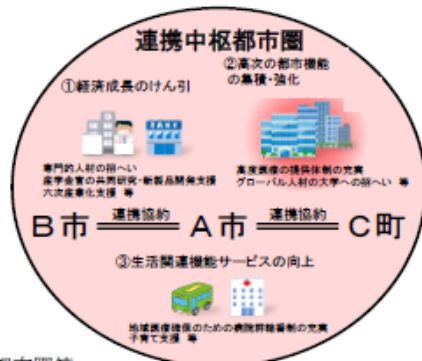
このような実情を踏まえ、市町村が構築した連携・協働のプラットフォームにおいて、多様な主体が活躍できるようにするため、様々な関係者と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体については、法律上も、市町村の判断で、その位置付けを明確にすることができるようにする選択肢を用意して、活動環境を整備していくことが考えられる。この場合に、民主的で透明性のある運営や構成員の開放性を担保する必要性があり、そうした前提を満たした上で、このような主体に求められる具体的な要件及び役割の設定や、市町村による支援の具体的な方法については、市町村の自主性・主体性が尊重され、地域の実情に応じた取組ができるようになる必要がある。

多様な広域連携の推進

- 2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の変化・課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくためには、各地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えた連携が重要。
- 今後のインフラの老朽化や専門人材の不足の深刻化に対応するため、長期的な変化・課題の見通しを共有し、広域連携による施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことが効果的。
- 市町村による他の地方公共団体との連携は、地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを選択することが適当。

連携中枢都市圏等

広域的な産業政策等の取組に加え、施設・インフラや専門人材の共同活用による生活機能の確保、広域的なまちづくりなど、合意形成が容易ではない課題にも対応し、取組を深化させていくことが必要

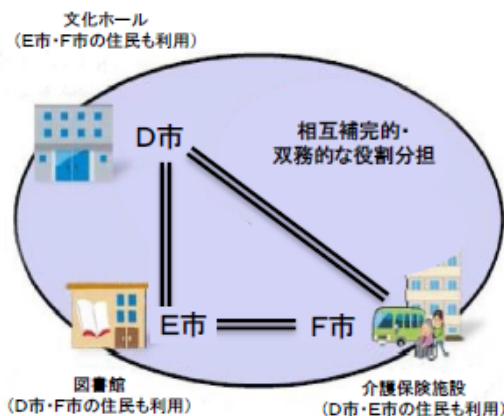


※連携中枢都市圏等:

- 連携中枢都市圏(指定都市又は中核市かつ昼夜間人口比率おおむね1以上の市を中心とする圏域)
- 定住自立圏(人口5万程度以上かつ昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)

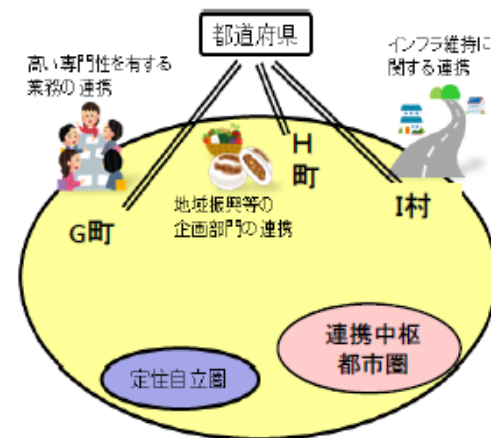
連携中枢都市圏等以外の市町村間の広域連携

核となる都市がない地域や三大都市圏においても、安定的・継続的な広域連携による生活機能の確保等の取組が必要



都道府県による市町村の補完・支援

個々の市町村の規模・能力や市町村間の広域連携の取組状況に応じて、これまで以上にきめ細やかな都道府県による補完・支援が必要



複数団体による公共施設の集約化等 取組事例

【広域炊飯施設の整備】（山形連携中枢都市圏 8 市町）

○少子化の影響による米の消費量減などの課題解決を図るため、連携中枢都市圏を構成する8市町が連携して、広域炊飯施設を整備。学校、医療機関、保育施設等へ米飯を提供。

○規模の拡大により、給食費の値上げを回避



出典：山形市ホームページ等

【図書館の共同運営】（長崎県、長崎県大村市）

○長崎市に所在していた長崎県立図書館と、大村市立図書館を統合し、両機能を併せ持つ図書館を大村市に開館。県立図書館と市立図書館の施設区分はなく、一つの図書館として整備。



出典：ミライON図書館ホームページ

【県・市連携文化施設の整備】（秋田県、秋田市）

○秋田県と秋田市は、文化施設の整備に関する基本協定を締結し、老朽化により施設利用者のニーズに対応することが難しくなった秋田県民会館と秋田市文化会館の両施設の機能を集約した、県・市連携文化施設を共同整備。

○県と市の共同整備により、それぞれ単独の建替えよりも、整備費と運営管理コストの縮減が図られる。

○ホールの一體的・広範な利用が可能となり、これまで実施することができなかった規模・種類の公演が実施できるようになるなど、発表・鑑賞機会の充実が図られる。



備考：第33次地方制度調査会第16回専門小委員会資料を基に一部加工

奈良県における市町村との連携・協働（「奈良モデル」の取組）

連携自治体

・奈良県 ・県内全市町村(39市町村)

背景

- ・平成20年10月、県と市町村の連携による効率的な行政運営の検討を開始。
- ・平成21年4月、知事と市町村長が一堂に会して意見交換を行う「奈良県・市町村長サミット」を開始。以後、年6回程度実施。

これまでに成果のあった主な取組

- ①市町村の合意のもと県が委託を受けて代行

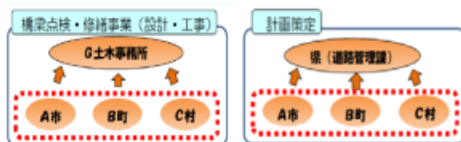


★道路施設

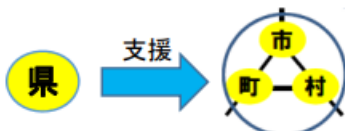
維持管理業務の支援

職員派遣

- ・市町村の技術職員の減少(12町村の土木技術職員が0人)を受け、県から技術支援を実施。
- ・まず点検を実施し(15/39市町村が県に委託)、全市町村の橋梁長寿命化修繕計画の策定が完了(32/39市町村が県に委託)。



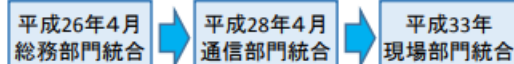
- ②市町村間の広域連携を県が支援



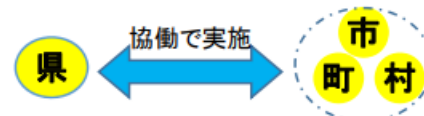
★消防の広域化

一部事務組合

- ・広域化推進計画の策定等において県が強いリーダーシップを発揮し、人的支援、財政措置も実施。
- ・11消防本部(39市町村のうち37市町村)が1つの消防組合に統合。
- ・組織は、総務部門→通信部門→現場部門と段階的に統合予定。



- ③県と市町村が協働で事業実施



★過疎地域における

広域医療体制の整備

一部事務組合

- ・12市町村と県が構成員となり、3つの公立病院を、救急医療を中心に担う病院(平成28年4月開院予定)と、療養期を中心に担う2つの病院に再編整備。
- ・9つのへき地診療所と連携し、地域医療サービスの充実も図る。



※「奈良モデル」とは

奈良県と市町村が連携して行政の効率化や地域の活力の維持・向上を図っていく、奈良県という地域にとって最適な地方行政の仕組みを目指す取組。



総合管理計画に位置づけられた広域連携の取組事例

奈良県(人口134万人)、五條市(人口3.1万人)「五條合同庁舎整備事業(国・県・市集約型)」

総務省資料

取組の概要

五條市において、老朽化した市役所の建替えと周辺のまちづくりを一体的に推進するため、「県立五條高校跡地」を有効活用し、国・県の出先機関も同地に集約した五條合同庁舎を整備。

取組のポイント

五條市の取組

【五條中心市街地地区のまちづくりの推進】

まちづくりのテーマ
「新たな中南和の玄関口の顔づくり」

- ・新庁舎建設事業
- ・賑わい空間整備事業
- ・賑わい創出事業等

広域連携

- ・県市まちづくり包括協定締結(H27.2)
- ・地区のまちづくり基本構想策定・基本協定締結(H28.2)
- ・個別協定締結(H29.12)→県から市へ土地売却
- ・地区のまちづくり基本計画策定(H30.1)
- ・五條合同庁舎の整備(H29-H32)等

公共施設の老朽化・耐震性への対応

奈良県の取組

【市町村との連携によるまちづくり】

- ・県と市町村が協働したまちづくりの取組
- ・市町村が行うまちづくり事業に係る財政支援

【公共施設の総合的管理・活用の推進】

- ・公共施設の管理適正化に向け、南部地域の県庁舎系施設の再配置を計画



広域連携の効果

- 点在する国・県・市の行政機能を集約した市民開放型の公共都市空間(シビックコア)を形成し、公共施設の利便性と快適性を向上させる。
- 賑わい・交流の創出と周辺地域(五條中心市街地地区)の活性化により、新たなまちの顔を創出する。
- 県域ファシリティマネジメント(公共資産の総合的管理・活用)と新たなまちづくりを実現する。

鳥取県西部総合事務所3号館・米子市役所糺町庁舎 竣工

- 県と米子市がPFI手法を導入して共同整備をした県内初の合同庁舎が竣工
- 県・市双方の庁舎施設整備・維持管理費の低減（約9%・1.7億円の削減効果）

□人と環境にやさしい庁舎

- 「とっとりUD認証施設」第1号を最高ランク(★★★)で取得
- 「BELS」(ベルス)の最高ランクである5つ星の獲得及びZEB Ready(ゼブ-レディ)認証取得
- 建築環境総合性能評価システム「CASBEE(キャスビー)」Aランク取得

□災害に強い庁舎

- 耐震機能に優れた建築設計
- 太陽光発電設備によるバックアップ電力の確保
- 非常用発電機の屋上配置による災害時における庁舎機能の維持

□県と市の業務連携で住民サービスの向上

- 窓口のフンストップ化（建築行政相談、道路占用・許認可、県税・市税相談）※西部県税事務所は米子市役所本庁舎に移転
- 災害対応力の強化（迅速な災害情報の共有による道路陥没、河川氾濫時などにおける初動対応の連携強化）

入居機関

3階	県米子県土整備局
2階	米子市都市整備部（建設企画課、都市整備課、道路整備課）
1階	県環境建築局（建築住宅課） 米子市都市整備部（建築相談課、住宅政策課） パスポートセンター 鳥取県住宅供給公社 西部事務所

竣工式の概要

▼日時	8月17日（木）10:00～10:45
▼場所	西部総合事務所 3号館 3階
▼主催	県・米子市

建物概要

所在地	米子市糺町1丁目160番地
構造種別	鉄骨造 3階建（一部4階建）
延べ床面積	3,669.77㎡
高さ	17.2m
竣工	2023年8月
運営方式	PFI（Private Finance Initiative） かつBTO及びRO方式
設計・施工・監理	がいなSSJパートナーズ株式会社
	県内事業者が代表企業となった初めてのケース



出典：鳥取県ウェブサイト

市町村等との連携事例

- 国・都道府県・市町村が連携して、集約・複合化を実施

【山形県】鶴岡第2地方合同庁舎



- 令和4年7月設置
- 鶴岡市内に分散していた国の行政機関（鶴岡税務署、地方検察庁鶴岡支部・鶴岡区検察庁、鶴岡公共職業安定所）を中心市街地に集約するとともに、鶴岡市の防災機材庫を合築
- 合築庁舎用地は、鶴岡市立病院跡地と集約前の国庁舎敷地の一部交換により取得

【高知県】新図書館等複合施設「オーテピア」

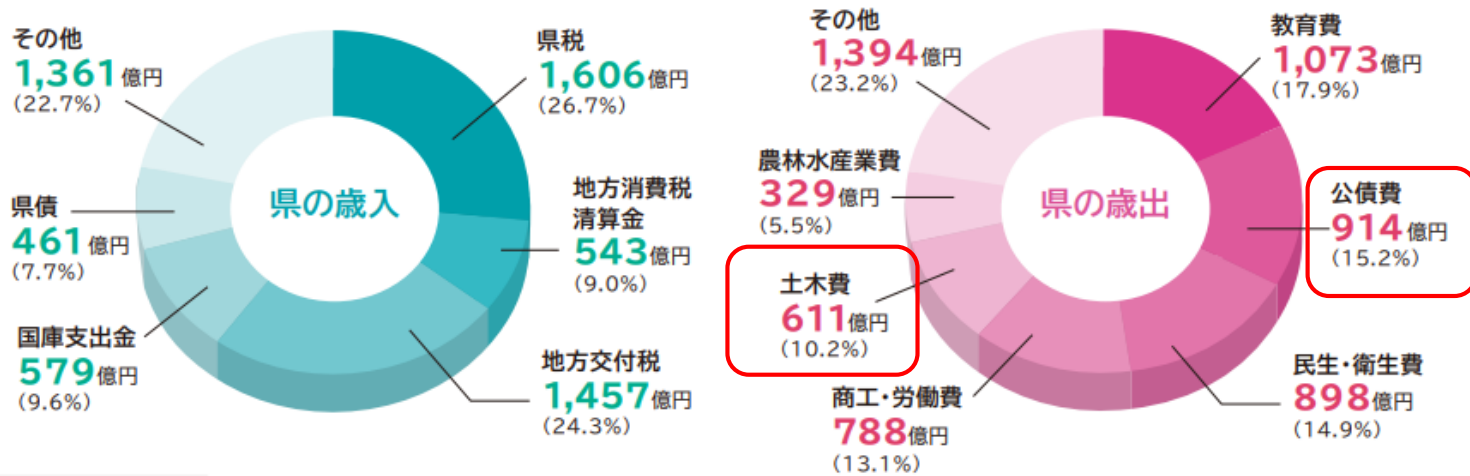


- 平成30年7月設置
- 高知県立図書館と高知市立図書館を合築（「オーテピア高知図書館」）
- 図書館機能のほか、高知市の所管・管理・運営施設として、「声と点字の図書館」、「高知みらい科学館」を併設

出典：財務省東北財務局「地域における国公有財産の最適利用事例」
文部科学省「社会教育施設の複合化・集約化」

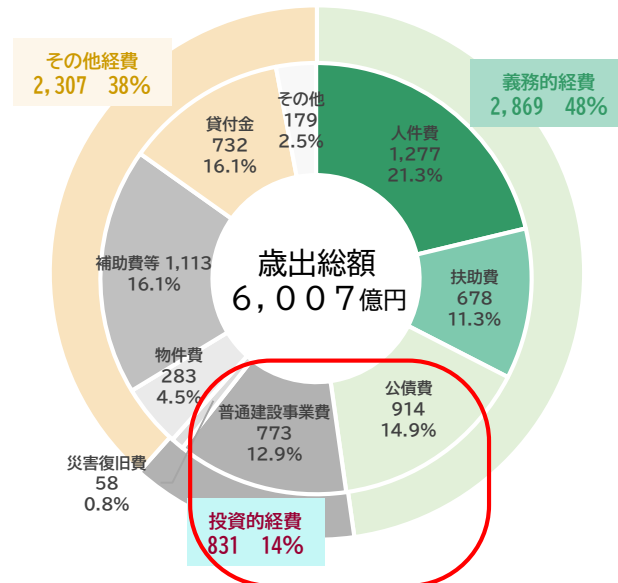
令和7年度富山県一般会計当初予算 予算総額：約6,007億円

歳入と歳出の内訳



※公債費：県債（道路、河川、港湾、学校、病院などの社会資本整備等に充当）の返済に充てられるもの

歳出（令和7年度一般会計予算）



地方公会計に基づく財務諸表の状況(令和5年度決算)

(単位：百万円)

科目	金額
【資産の部】	
固定資産	1,442,004
有形固定資産	1,270,970
事業用資産	263,512
土地	125,350
立木竹	4,283
建物	375,184
建物減価償却累計額	△ 247,981
工作物	13,545
工作物減価償却累計額	127,203 △ 9,105
船舶	1,384
船舶減価償却累計額	△ 1,384
浮標等	-
浮標等減価償却累計額	-
航空機	615
航空機減価償却累計額	△ 615
その他	-
その他減価償却累計額	-
建設仮勘定	2,236
インフラ資産	991,192
土地	378,369
建物	565
建物減価償却累計額	△ 391
工作物	2,069,941
工作物減価償却累計額	△ 1,510,508
その他	7
その他減価償却累計額	559,433 △ 5
建設仮勘定	53,214
物品	31,158
物品減価償却累計額	△ 14,892

貸借対照表 (一般会計等)

(億円)

資産の部	金額	負債の部	金額
有形固定資産	12,710	固定負債 (地方債)	9,863
無形固定資産	57	〔 固定負債 退職手当 引当金等 〕	1,061
投資その他の資産	1,654		
流動資産	563	流動負債	1,502
資産合計	14,984	負債合計	12,426

純資産の部	金額
固定資産等形成分	14,605
余剰分 (不足分)	▲12,047
純資産合計	2,558

負債・純資産合計	金額
	14,984

県資産 約1.5兆円のうち、
 事業用/建物 (公共施設等)
 ⇒ 約1,300億円 ≒ 約1割弱
 インフラ/工作物 (道路橋梁等)
 ⇒ 約5,600億円 ≒ 約4割強

公共施設の老朽化の進行

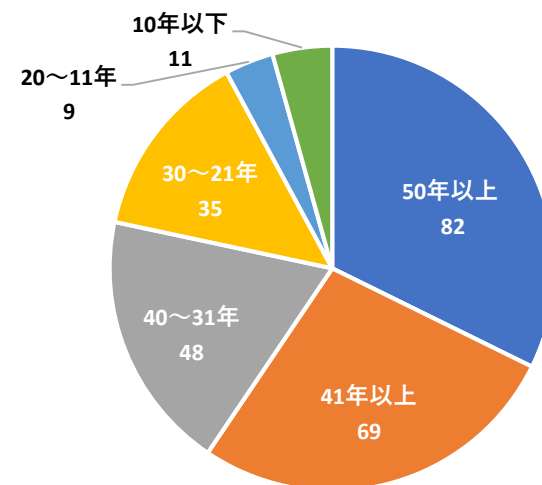
- ・ 将来的に財政規模の縮小が見込まれることや県民ニーズの変化に対応するため、公共施設のあり方の見直しが必要に

公共施設の老朽化の状況（延べ面積1,000㎡超）

単位：建物数

類型	経過年数				合計	経過年数が50年以上の主な施設
	51年 以上	41～ 50年	31～ 40年	30年 以下		
行政施設	16	7	3	13	39	県庁舎本館、富山総合庁舎、高岡総合庁舎
福祉施設	0	4	6	7	17	
スポーツ施設	2	4	4	2	12	県営富山武道館
産業系施設	5	6	13	7	34	農林水産総合技術センター
文化施設	3	2	4	7	16	県民会館、教育文化会館
宿泊施設	2	4	2	2	10	呉羽少年自然の家
公営住宅	50	38	11	8	107	
公舎	2	4	5	3	14	
その他	1	0	0	3	4	
合計	82	69	48	55	253	

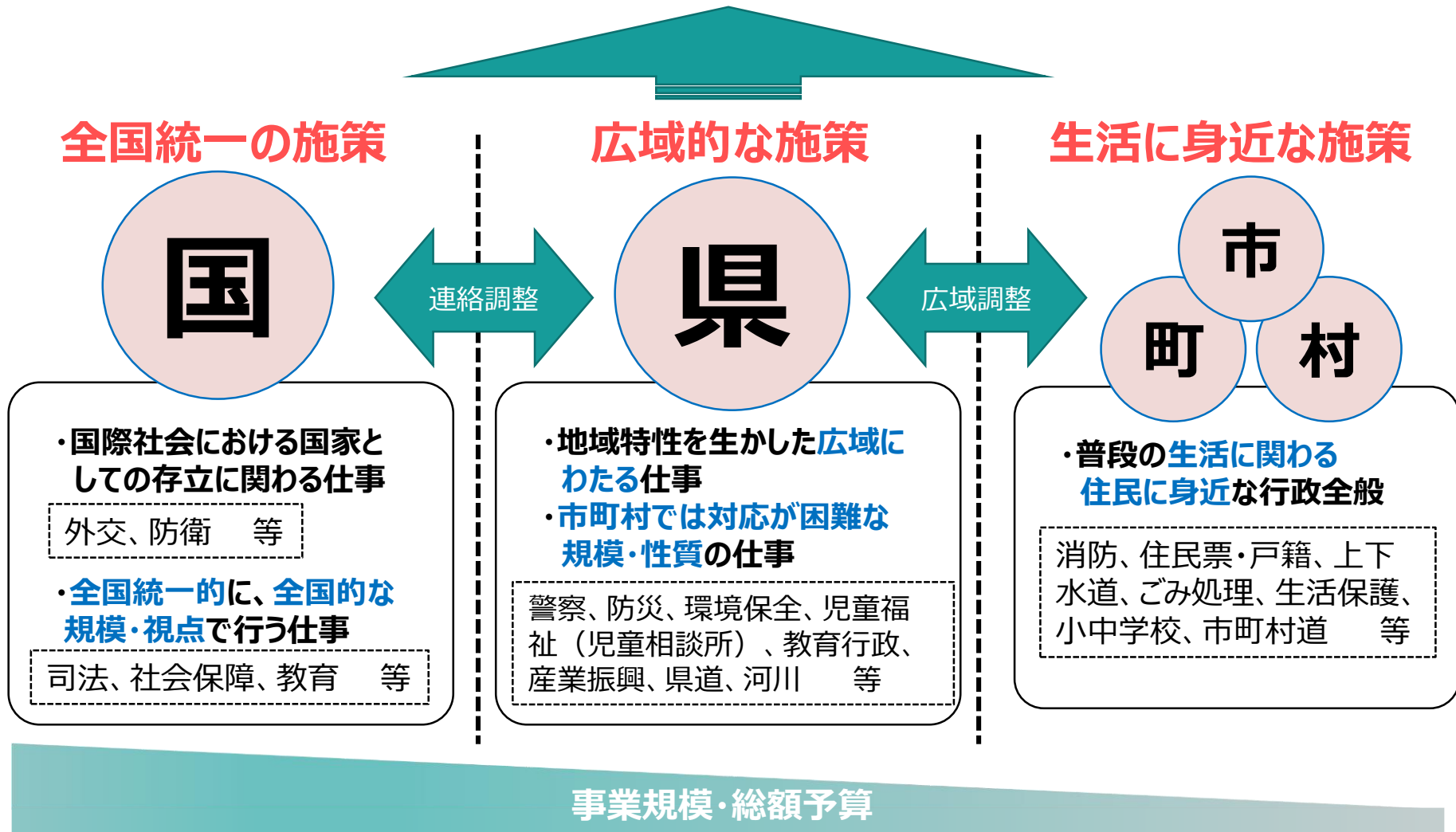
公共施設の経過年数の割合



31年以上の公共施設は
全体の3/4超
50年以上の公共施設は
全体の1/3超

出典：公有財産管理システム登録建物

地域課題（高度化、複雑化、多様化）

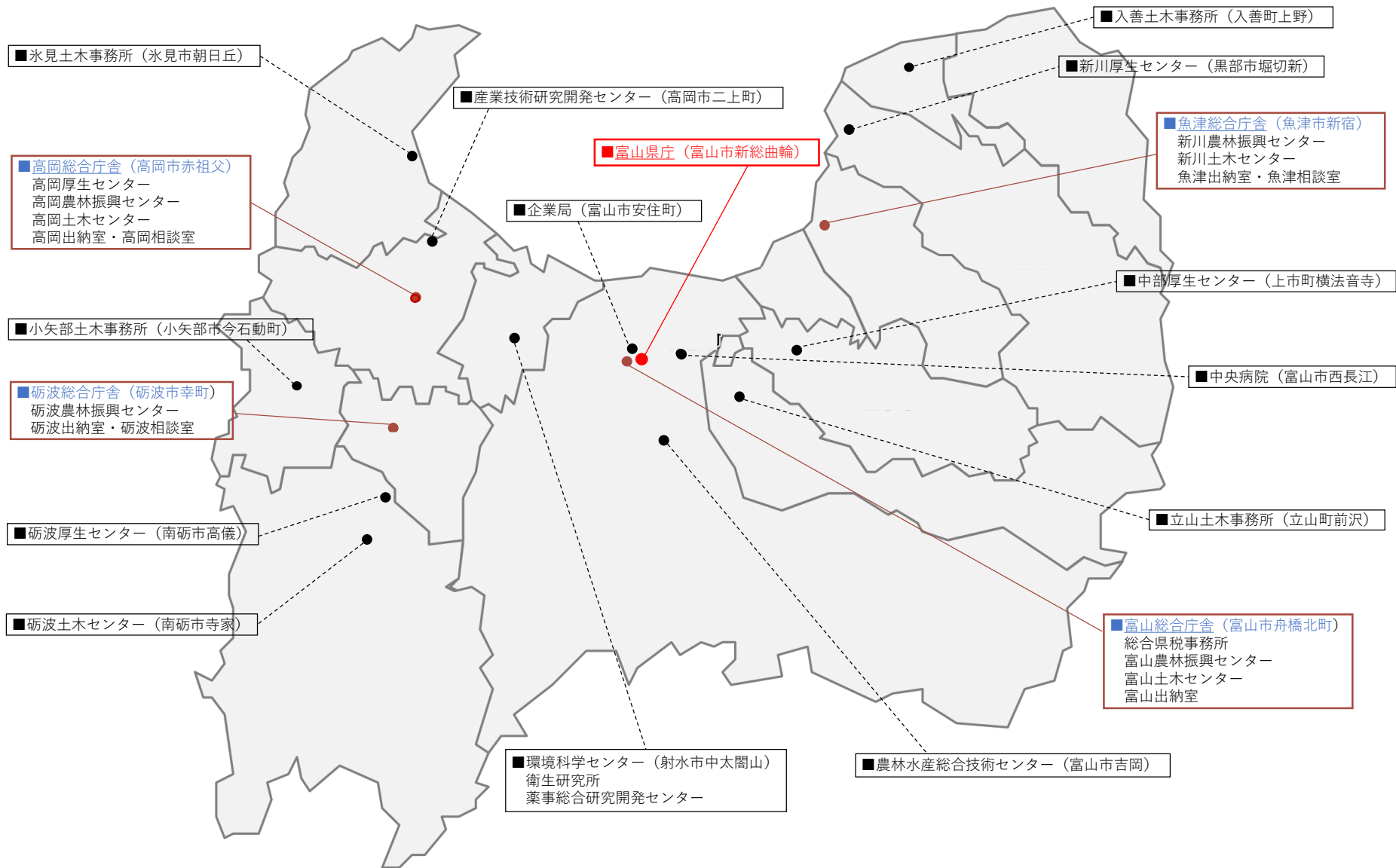


国と地方との行政事務の分担

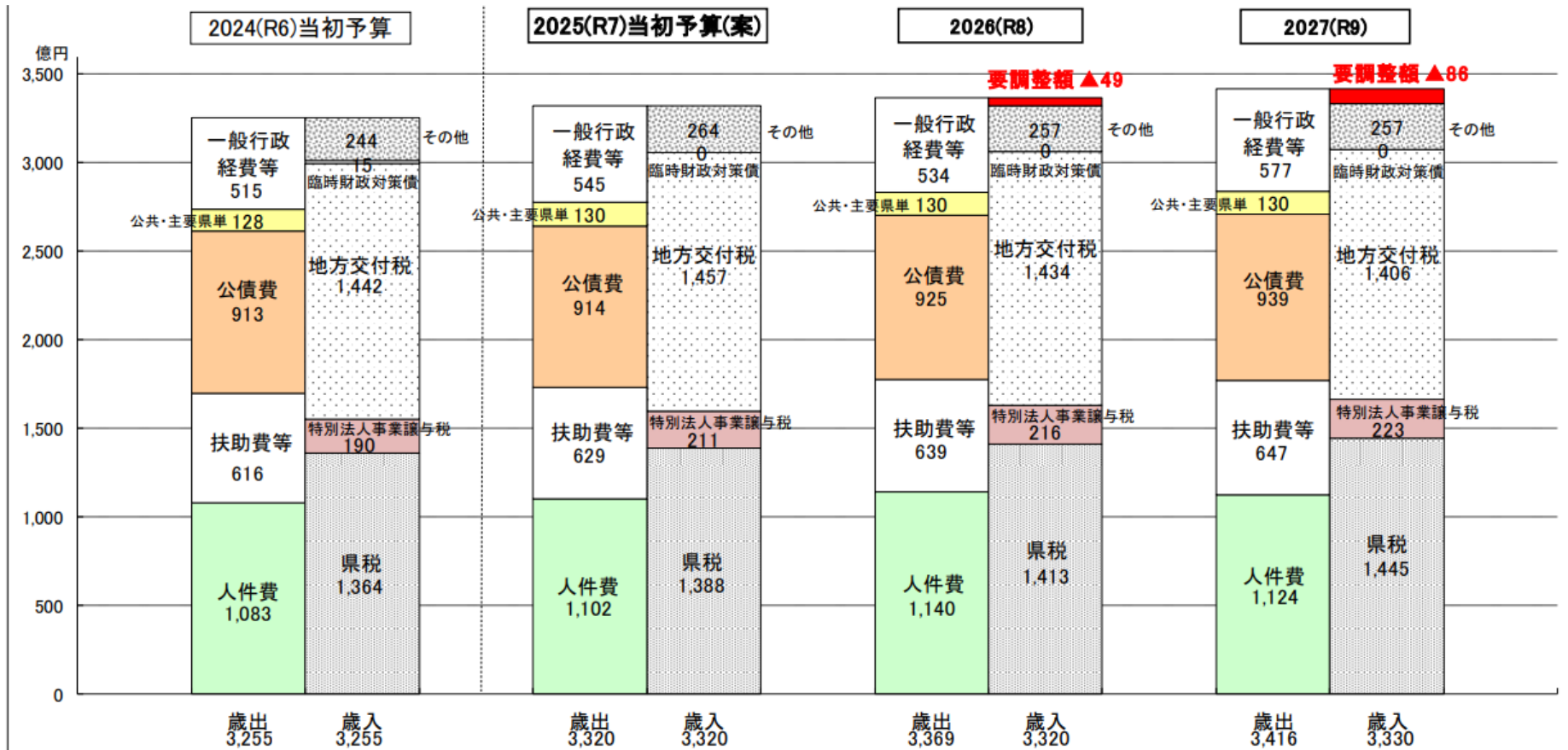
分野		公 共 資 本	教 育	福 祉	そ の 他
国		○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
地方	都道府県	○国道（国管理以外） ○都道府県道 ○一級河川（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
	市町村	○都市計画等（用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市）	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

出典：総務省「地方財政の果たす役割」

県の機関



中長期的な財政見通し

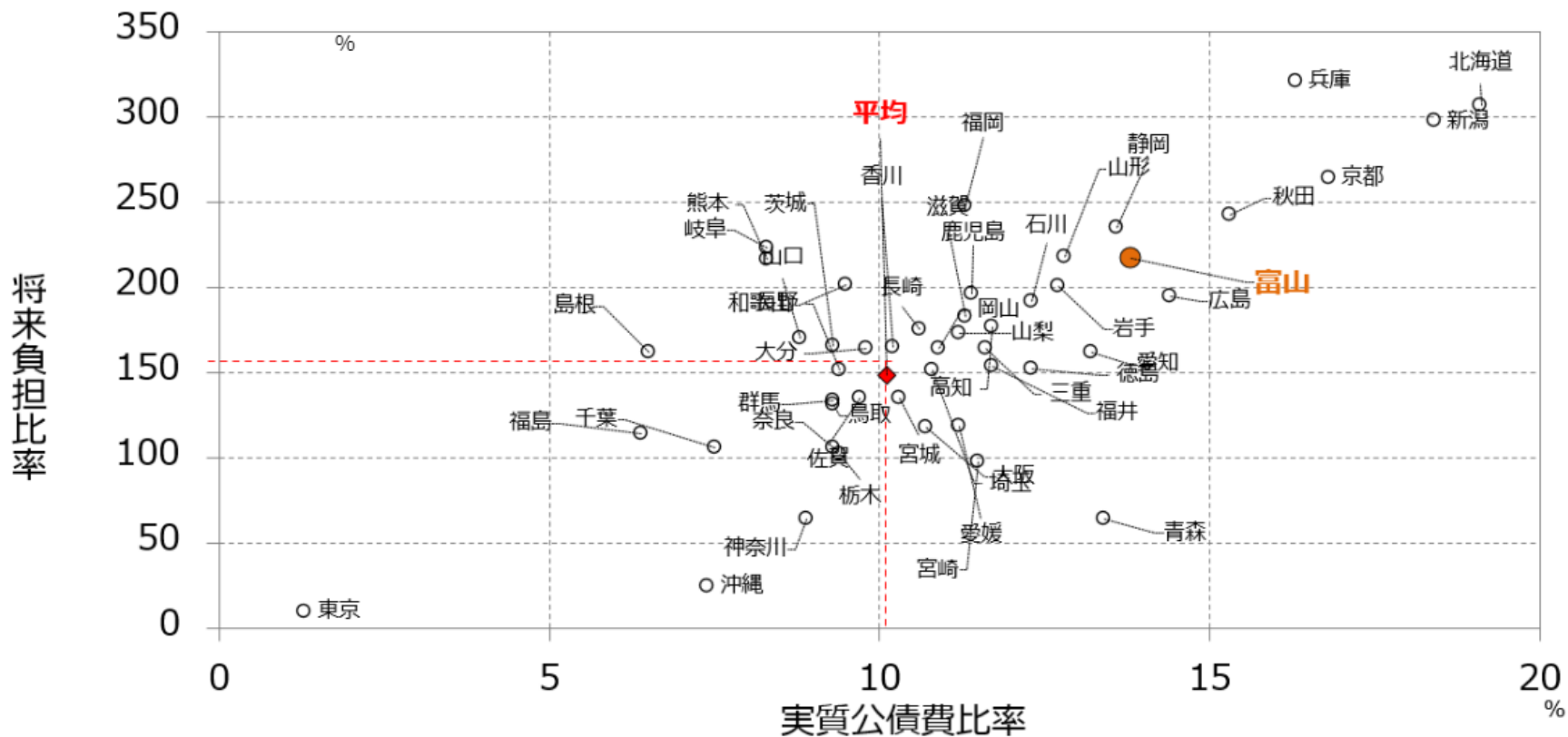


(注) 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。県税は、都道府県間清算及び市町村交付金交付後の実質税収ベース。R6当初の県税には個人県民税定額減税に係る地方特例交付金を含む。

- 市町村も含め、一般的に、歳出として、①社会保障関係経費（高齢者等に係る民生費、医療費などの衛生費）の増大、②老朽化した公共施設・インフラの維持管理・更新に要する経費（土木費、農林水産費、教育費）の増大が想定される。
- 堅調な税収に支えられているとはいえ、令和7年当初予算ベースで今後の事業見込みを踏まえた試算では引き続き一定の要調整額（R8:49億、R9:86億）が見込まれ、予断を許さない状況。このため、事業見直しや重点化・効率化による事業の選択と集中、将来の県民負担を考慮した持続可能な財政運営に努める必要。

健全化判断比率の状況（他の都道府県との比較）

実質公債費比率及び将来負担比率ともに、全国順位では下位
（実質公債費比率:41位、将来負担比率:38位）

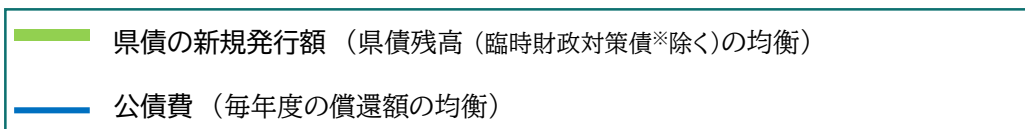
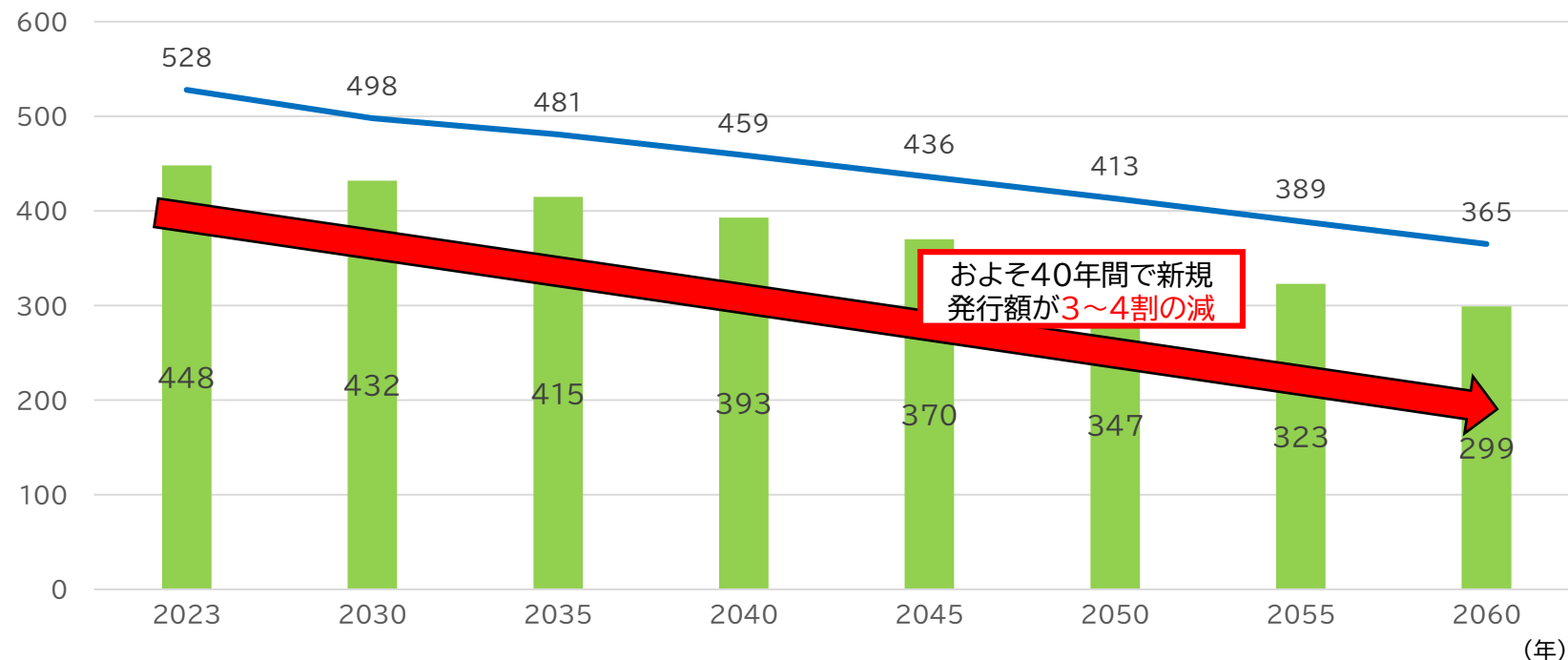


※実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
 ※将来負担比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
 ※（標準）財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

県民一人あたりの県債負担を2023年時点と同一にした場合の試算

(2060年の人口推計を69.6万人と仮定)

(単位:億円)



※臨時財政対策債 : 国の地方財政収支の不足分を補填するため特例として発行するもので、元利償還金は後年度の地方交付税で全額措置

富山県順位

全47都道府県幸福度ランキング

出典：(一財)日本総合研究所「全都道府県幸福度ランキング2024年版」

全国 **3** 位

地域の持続性調査（うち幸福度）

出典：(株)ブランド総合研究所「幸福度調査 2024（第6回）」
※2023年は「第5回地域版SDGs調査2023」

全国 **39** 位

85の指標を比較

客観

①基本指標（5指標）

人口増加率、一人あたり県民所得、財政健全度など

②分野別指標（5分野×10指標）

【健康】生活習慣病受療者数、健康寿命など

【文化】教養・娯楽支出額、外国人宿泊者数など

【仕事】正規雇用者比率、事業所新設率など

【生活】持ち家比率、待機児童率、道路整備率など

【教育】学力、不登校児童生徒率、社会教育費など

③追加指標（30指標） ※社会動向を踏まえ、これまで毎回5指標ずつ追加 家庭内育児バランス、家事の男女負担割合など

順位[前回順位] 特徴的な分野別の順位

1[1]: 福井県 仕事4、教育1

2[3]: 東京都 文化1、仕事5

3[4]: 富山県 仕事2、生活1、教育2

46[45]: 青森県 健康46、文化46、仕事45、生活45

47[47]: 沖縄県 仕事47、生活47、教育47

各都道府県550人前後（20歳以上）の調査モニターにインターネット調査

主観

「あなたは幸せですか」という問いに対し、

1. とても幸せ

2. 少し幸せ

3. どちらでもない

4. あまり幸せではない

5. まったく幸せではない

の5段階で評価してもらう。

それぞれ100、75、50、25、0点を割り当て
平均を算出

順位[昨年順位]（幸福度（点））

1[1]: 沖縄県 72.2

2[5]: 大分県 70.8

3[7]: 宮崎県 69.9

39[21]: 富山県 64.0

46[25]: 大阪府 60.6

47[22]: 神奈川県 60.2

富山県デジタルによる変革推進条例（概要）

富山県デジタルによる変革推進条例の概要



富山県デジタルによる変革推進条例（概要）

【条例を制定して目指していきたい富山県の未来の姿】

※短期間で実現できるものだけでなく
将来的に目指していきたい姿を描いています。

行政サービスの 利便性・質の向上

○県民がスマホ等で県・市町村のあらゆる手続き・サービスを利用できる



○県民誰もが、必要な時にあらゆるデジタルサービスの恩恵を受けることができる



産業競争力の 強化

○県内事業者が、デジタルを活用し競争力維持・強化、生産性向上し、県内産業の魅力が向上



○意欲的な県内企業が、新分野進出、ニュービジネス創出



○農林水産業での担い手不足などが解消され、生産性が向上



活力ある地域社会 の実現

○自動運転等による地域における移動手段の確保



○オンライン診療により自宅で受診から薬剤受取りまで完結



○災害時に必要なあらゆる情報を誰でも簡単に取得できる



人材の育成

○デジタルによる教育が振興、人材が育成され事業者等がデジタル変革に取り組んでいる



働き方改革推進

○労働力不足の解消、全ての働く人が柔軟で多様な働き方ができる



○AI等活用による行政事務効率化で県民に向き合う時間創出



新しく富山県公共施設予約システムが始まりました

施設の予約・空き状況確認が インターネットでできます

施設の空き状況は
利用者登録しなく
ても確認できるよ

施設の申込みの確認
や取消、過去の利用
状況確認もできるよ

富山県公共施設予約システム

最新ニュース

利用登録

ログイン

空き状況の確認

施設検索一覧

催事業内

施設のご案内

ご利用の手引き

詳細な条件から施設を検索



施設の空きを見る

施設毎の空き状況を見ることができます。



期間の空きを見る

40日分の空き状況を見ることができます。



目的から探す

スポーツ系や文化系などの具体的な目的から検索いただけます。

簡単
便利

富山県・富山市・高岡市・朝日町の
施設を一括検索・予約できるよ

施設の抽選申込みの
確認、キャッシュレス
決済※にも対応！

※一部施設でご利用いただけます

文化・スポーツ施設などの公共
施設の利用について、県民の利
便性をより一層高めるため、富
山県、富山市、高岡市及び朝日
町が共同して「**富山県公共施設
予約システム**」を導入、3月31
日からシステム利用開始

（他の市町村からの参画や施設
の追加登録も可能）

＜予約システムで検索できる県の施設＞

富山県民会館（分館含む）、教育文化会館、高岡文化ホール、県民小劇場、新川文化ホール、高志の国文学館、総合体育センター、西部体育センター、富山武道館、高岡武道館、カヌー場、弓道場、高岡総合プール、福光射撃場、漕艇場、総合運動公園、空港スポーツ緑地、太閤山ランド、五福公園、岩瀬スポーツ公園、常願寺公園、富岩運河環水公園

富山県公共施設予約システムは富山県・富山市・高岡市・朝日町が共同で運用するシステムです

■富山データ連携基盤

- 各種データの「**収集・集約・提供(一元化)**」、「**可視化(地図化)**」が可能な基盤。
※データごとに公開・非公開の設定が可能。
- デジタル庁の方針に基づく、**市町村との共同利用・連携が可能**。

【R6年度】

- 防災関連データの収集・集約・提供
⇒「シームレスデジタル防災マップ」として可視化
- 富山市、高岡市、小矢部市と基盤を共同利用
射水市、滑川市と基盤を連携

【R7年度】

- オープンデータポータルサイトのデータの移行
(一元化)サイトの廃止
- 防災以外の分野のデータの収集・集約・提供
⇒新たな分野を「マップ」として可視化



＜オープンデータ＞
指定避難所
指定緊急避難場所
交通機関
GTFS

＜ハザードマップ＞
ため池浸水想定区域
山地山岳危険地域
浸水想定区域

＜国・気象庁＞
気象観測データ
河川流路
震源・地震情報

＜カメラ＞
道路カメラ(国)
道路カメラ(県)

＜河川水位(センサー)＞
河川水位(国)
河川水位(県)

＜道路(センサー)＞
積雪深
道路温度
※冬季のみ

■TOYAMA ONE Platform

- 「**アプリの連携**」、「**IDの連携**」、「**デジタル地域ポイント機能**・**本人認証機能**」、「**管理機能**」を提供する基盤。
- デジタル庁の方針に基づく、**市町村との共同利用・連携が可能**。

【R6年度】

- 県アプリの連携



元気とやま
かがやきウォーク



食ベトクとやま



とみいく
フレフレ



TOYAMA ONE
アプリ

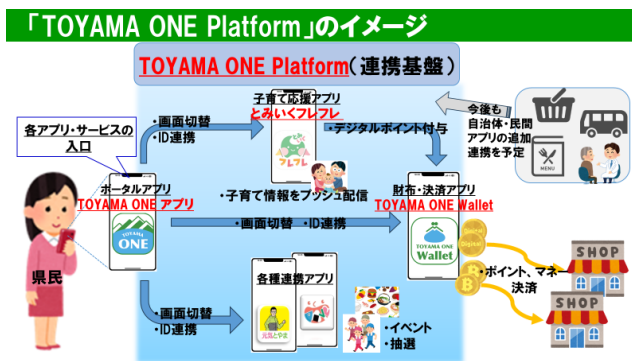


TOYAMA ONE
Wallet

- デジタル地域ポイント機能の利用
とみいくデジタルポイント(県)、いみずデジタル商品券(射水市)

【R7年度】

- デジタル地域ポイント機能の利用
とみまるデジタルポイント(県)、スポーツ応援スタンプラリー(県)
ひみPay(氷見市)、MiraPay(魚津市)
- デジタル地域ポイント運営事務局の整備



富山県公式
ポータルアプリ
「TOYAMA ONE
アプリ」

～「富山湾」の
ように皆に親しま
れるサービスへ～

- ONE Place
- Only ONE
- Number ONE
- ONE Team

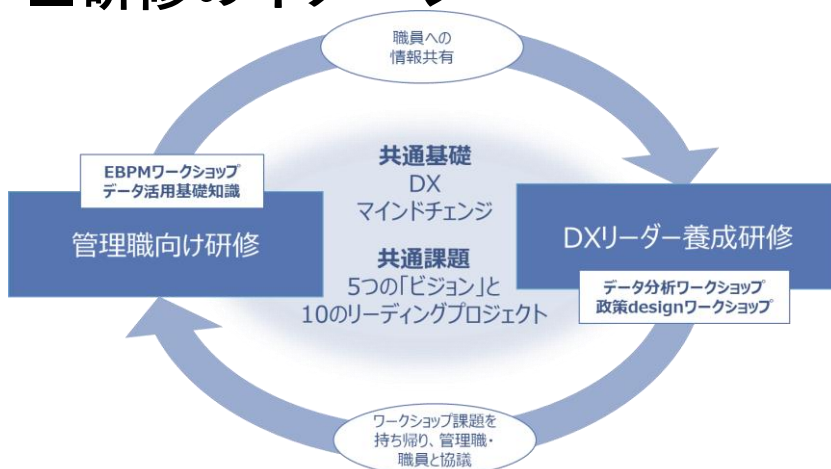
富山県公式
財布・決済アプリ
「TOYAMA ONE
Wallet」

～気軽に使える
「おサイフ」の
ようなアプリへ～

➢ 様々な
デジタル商品券、
ポイントを管理
する決済アプリ

「富山県職員人材育成・確保基本方針」に基づき、 DX人材育成研修を市町村と共同実施

■研修のイメージ



■開催実績

		幹部・管理職向け	DX推進リーダー向け
R5年度	実施時期	R5年5月	R5年7月～R6年1月
	受講者（県）	48人	50人
	受講者（市町村）	112人	113人
R6年度	実施時期	R6年7月	R6年7月～R7年1月
	受講者（県）	151人	57人
	受講者（市町村）	55人	113人

■研修内容

デジタル・データ活用スキル（BIツール、生成AI、ノーコードツール等）や課題解決能力の向上に必要な知識（コミュニケーションスキルやデザイン思考など）を講義、ハンズオン研修、ワークショップなどを通じて習得

■電子決裁の推進

富山県庁
電子決裁ガイドライン

電子決裁が当たり前になるために――

電子決裁にかかる主な意見
(テレワーク推進月間アンケート抜粋)

- ・文書管理システムが使えない
- ・紙のほうか指摘・修正しやすい
⇒電子化する理由とともに、使いやすい方法をルール化
- ・簡易決裁が紙
- ・紙の業務フローが定着している
⇒電子における業務フローをルール化

電子化する理由

は必須

を中心に、社会は加速度的に電子化しています。

県庁が電子化した社会から取り残されないために、紙文化からの脱却、電子化は必須です。

とはいえ、業務負担が増えると本末転倒なので、これまでの手続きを電子上で再現するのではなく、電子に合った方法を検討する必要があります。

How:電子決裁の標準的方法

2.電子決裁が原則、紙決裁は例外

R6年度以降の決裁は、原則文書管理システムによる決裁またはTeamsによる簡易決裁により行います。
※電子化によってかえって業務が煩雑、非効率になるといった業務は紙決裁しつつ改善策を検討

3.電子決裁の業務フロー

R6年度以降の起案は原則以下の方法で行います。

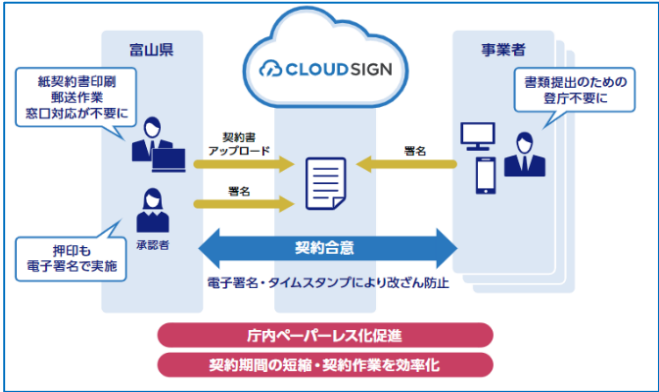
- ◆通常の起案 文書管理システムで起案+Boxで指摘・修正
(「電子+紙」ではなく、「電子」のみで起案)
⇒最終版を文書管理システムに保存
- ◆簡易の起案 Teams承認アプリで起案+Boxで指摘・修正
⇒最終版をTeamsに保存

4.印刷可否

確認や検討のため資料を印刷することは禁止ではありませんが、部下等に印刷を求めることは避けましょう。

■電子契約の推進

- ・R4.10月に電子契約サービスを導入。
- ・取扱件数はR6.1～R6.12で704件、契約総額 約217億円となっている。
(R5.1～R5.12 467件、約78億円)



<電子決裁率の推移> ※紙と電子併用の起案文書を含む（下段 完全電子決裁率）

R6	R5	R4	R3	R2	R元	H30	H29	H28
93.0% (73.0%)	90.1% (70.8%)	74.7% (43.5%)	58.3% (11.7%)	33.0% (7.9%)	3.1% (－)	3.7% (－)	4.7% (－)	5.8% (－)